

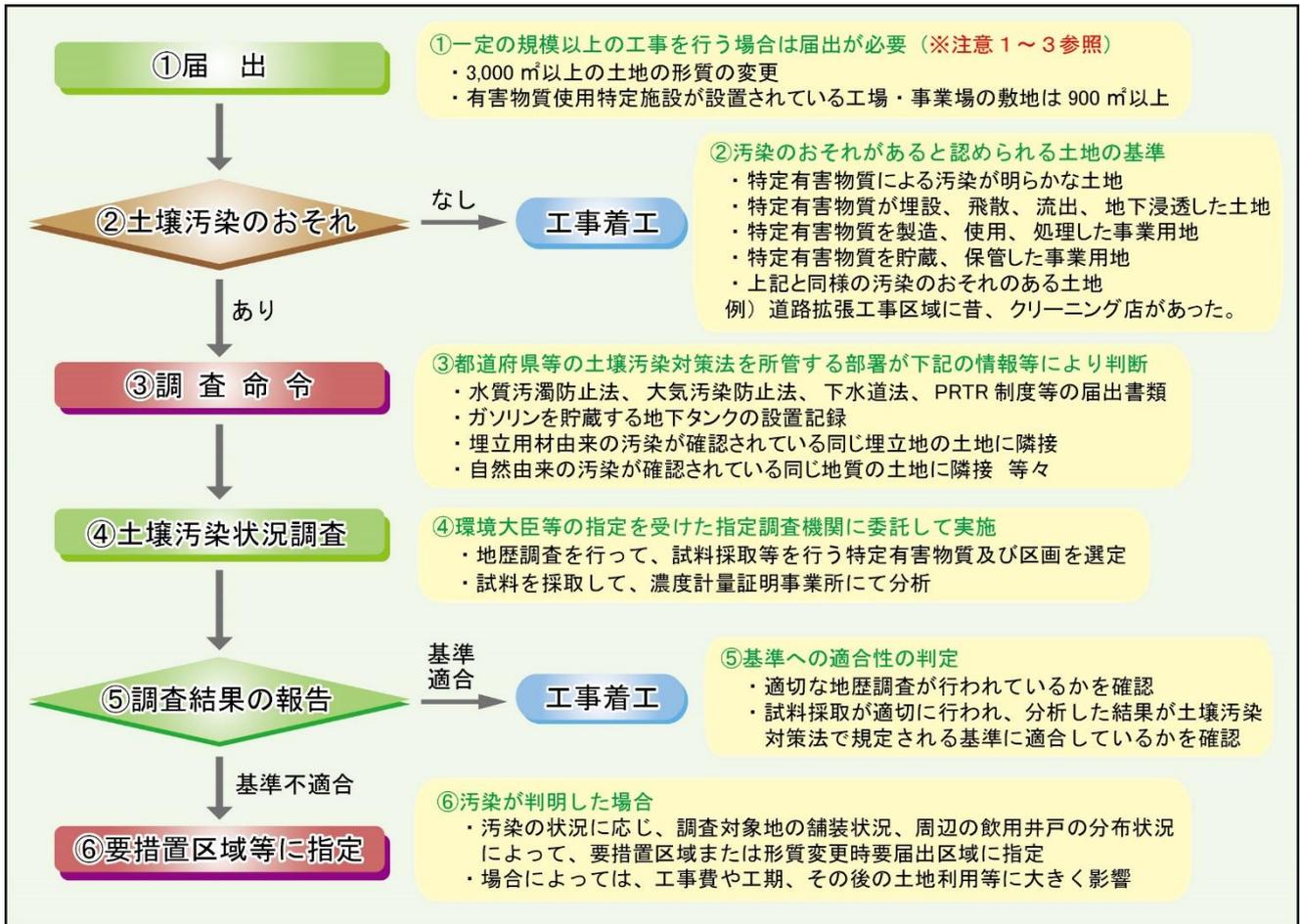
# 工事に係る土壤汚染対策法の届出をお忘れなく！

～3,000 m<sup>2</sup>（又は 900 m<sup>2</sup>）以上の土地の形質の変更を行う場合は、事前の届出が必要です～

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、一定の規模以上の土地の形質の変更（工事）を行う場合、着工の 30 日前までに都道府県知事等に届出が必要です。

届出をしないで、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者は、同法第 66 条第 2 号の規定により、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処されます。

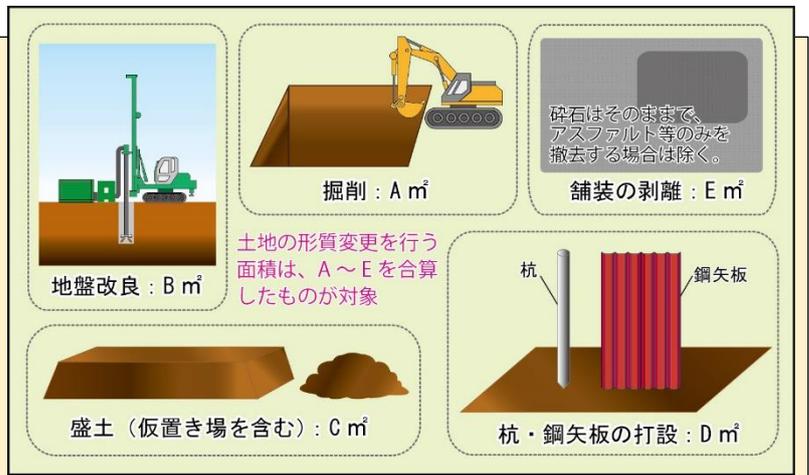
## <法第 4 条第 1 項の手続の流れ>



## 注意 1：土地の形質の変更の対象

面積要件には盛土、土壤の仮置き、舗装の撤去・敷設、地盤改良などの区域も加算します。また、50cm 以上の掘削の判断には杭打ち、鋼矢板打設なども含まれます。

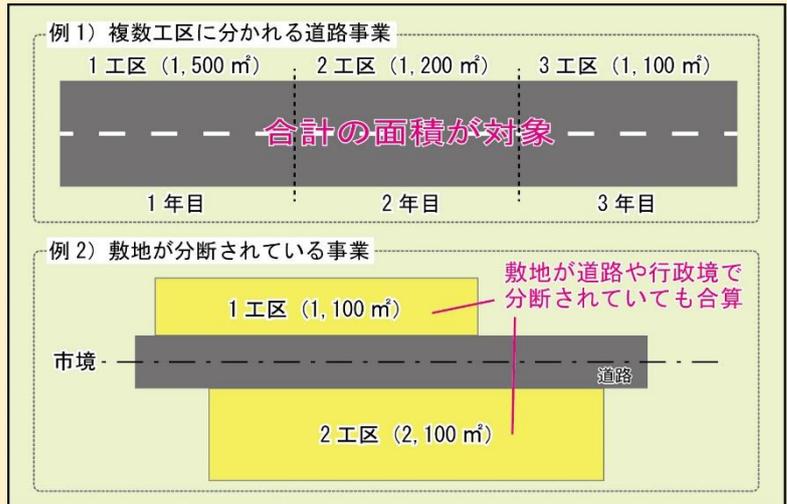
※原地盤の形質が変更されるか否かで判断して下さい。掘削の行為だけが対象ではないことにご注意下さい。



**注意 2：一体と見なすことができる工事は総面積でカウント**

一体と見なすことができる工事は、工区（発注年度）が分かれていても、飛び地になっていても、基本的には、それらを統合した面積が届出の対象となります。同一の事業計画や目的の下で行われるものであり、個別行為の時間的近接性、実施主体等から総合的に判断されます。

<一体と見なすことができる工事の定義>  
「同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断」（環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知 平成 31 年 3 月 1 日より抜粋）



**注意 3：対象外になる工事は 3 要件とも該当すること**

届出対象外となる軽易な行為とは、3 要件のいずれにも該当する必要があります。

- ・土地の形質の変更を行う土地の区域外に土壌を搬出しない。
- ・土地の形質の変更に伴い土壌の飛散または流出が生じない。
- ・土地の形質の変更に係る部分の深さ（掘削深度）が全て 50cm 未満である。

なお、通常の農業、林業の作業路網の整備で区域外に土壌を搬出しない行為、非常災害のために必要な応急措置、鉱山関係の土地では届出は必要ありません。

**未届事案を防止するための取組事例**

- ・開発行為に係る法手続のチェックリストの作成
- ・予算編成にあたっての留意事項に係る資料の作成
- ・部内で届出の対象となる工事の年間予定表を作成
- ・国等のパンフレット等を用いた職員の勉強会の開催
- ・建築確認申請前の手続リストへ土壌汚染対策法の届出を追加
- ・開発行為に係る他の法手続を契機に職員間で注意喚起



**<開発行為に係る届出等が規定されている法令の例>**

都市計画法（第 29 条関係）	農地法（第 4 条、第 5 条関係）	騒音規制法（第 14 条関係）
建築基準法（第 6 条関係）	農業振興地域整備法（第 15 条関係）	振動規制法（第 14 条関係）
工場立地法（第 6 条関係）	宅地造成等規制法（第 8 条関係）	森林法（第 10 条、第 34 条関係）
土地改良法（第 96 条関係）	急傾斜地崩壊防止法（第 7 条関係）	文化財保護法（第 93 条関係）
道路法（第 24 条関係）	自然公園法（第 20、21、33 条関係）	地方自治体ごとの各種条例等

※届出の有無の判断に迷う場合などは、土壌汚染対策法を所管する都道府県又は政令市の各担当部署 (<https://www.env.go.jp/water/dojo/law/mado.html>) にお問い合わせ下さい。

# 広島県生活環境の保全等に関する条例（土壌環境の保全）の概要

## 1 ねらい

一定規模以上の土地を改変しようとする者（以下「土地改変者」という。）に対し、土地改変時における土地履歴調査の実施など、一連の措置を義務づけることにより、土壌の汚染の有無を明らかにするとともに、汚染の拡大防止を図ります。

## 2 対象者(土地改変者)

- 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定により許可を受けなければならない行為（行為に係る面積が1,000㎡以上のものに限る。）をしようとする者
- 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項により許可を受けなければならない行為（宅地造成又は特定盛土等であって、行為に係る面積が1,000㎡以上のものに限る。）をしようとする者

## 3 内容

(1) 土地履歴調査・土壌汚染確認調査  
土地改変者は、あらかじめ、改変をしようとする土地について、過去の土壌関係特定事業場<sup>注</sup>の設置状況等についての調査（土地履歴調査）を実施し、その結果を知事に報告しなければなりません。  
また、土壌関係特定事業場の設置が確認された場合は、過去に取り扱っていた土壌関係特定有害物質について、物質の種類ごとに汚染のおそれが最も大きいと認められる地点で、土壌の汚染状況の確認のための調査（土壌汚染確認調査）を実施し、その結果を知事に届け出なければなりません。

注 土壌関係特定事業場  
汚水等関係特定事業場〔汚水等関係特定施設を設置する工場又は事業場のうち、土壌関係特定有害物質（土壌汚染対策法第2条第1項に規定する鉛等26物質）を取り扱ったことのあるものに限る。〕、ガソリンスタンド又は射撃場

### (2) 汚染拡散防止計画書

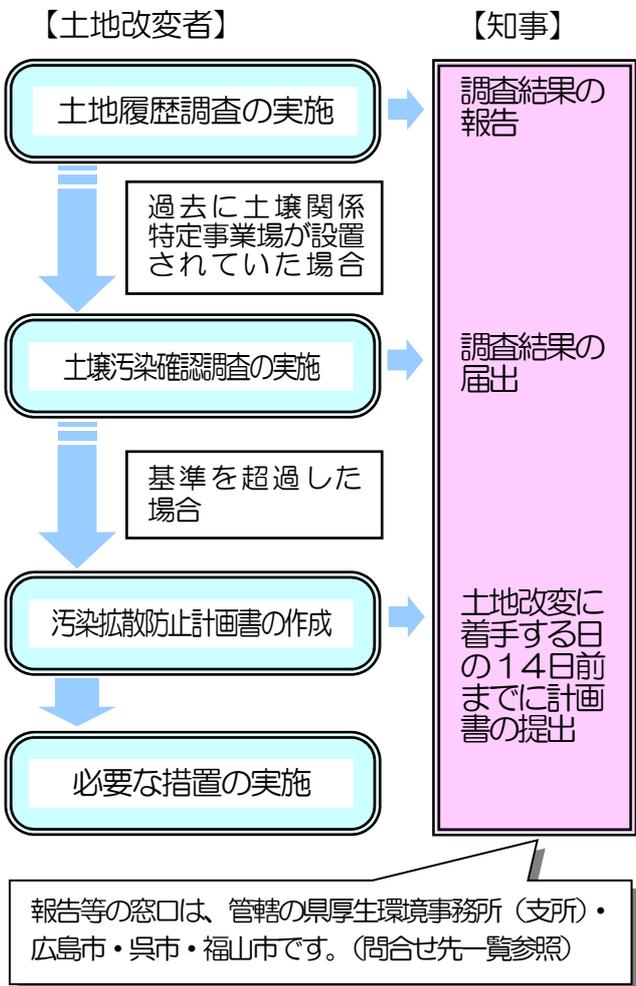
土地改変者は、土壌汚染確認調査の結果、当該土地の土壌の汚染の状況が基準に適合しないことが判明したときは、土地改変に着手する日の14日前までに、土地の汚染土壌の拡散を防止するための計画書（汚染拡散防止計画書）を作成し、知事に提出しなければなりません。

### (3) 必要な措置の実施

土地改変者は、汚染拡散防止計画書の内容に従って必要な措置を実施しなければなりません。

## 4 施行期日

平成16年10月1日



平成31年4月以降の

# 土壤汚染対策法と広島県生活環境の保全等に関する条例の適用関係について ～土地の形質変更（改変）に係るもの～

- ・ 広島県内において一定規模以上の土地の形質の変更（改変）をしようとする場合は、土壤汚染対策法又は広島県生活環境の保全等に関する条例が適用されます。
- ・ 適用関係は概ね次の判定フローチャートのとおりです。

